

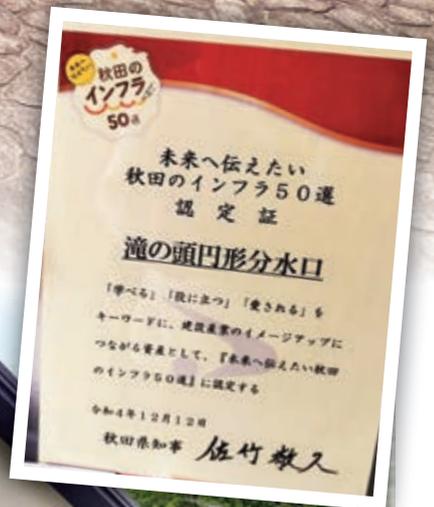
あきた **北** 法人会 だより

第
86
号

令和7年8月31日



滝の頭円形分水口



発行 公益社団法人秋田北法人会

秋田市土崎港西五丁目3番1号 秋田市北部市民サービスセンター3F
TEL 018-845-8078 FAX 018-845-8025
<https://kitahou-akitalink.com>
E-mail: kitahou@galaxy.ocn.ne.jp

令和7年度 定時総会を開催



令和7年度定時総会が、6月9日（月）ホテルメトロポリタン秋田に於いて、秋田北税務署長 石津康彦氏をはじめ、来賓各位を迎え、開催された。

開催に先立ち、認定NPO法人テラ・ルネッサンス創設者・理事の鬼丸昌也氏による「人とチームが変わる～支援の現場から学んだ「ひと・チーム・世界」の変え方～」と題した講演会を開催した。

開会にあたっての西宮会長のあいさつでは、税務に関する説明会・実務セミナーの開催や、青年部会・女性部会が開催した児童に対する租税教育活動（租税教室、税の絵はがきコンクール）などは、皆様方のご協力により計画通り実施できたことを報告した。

活動計画に沿って、税務行政のデジタル化推進に寄与するために添付書類を含めた「e-tax」（ALL e-tax）、「キャッシュレス納付」及びデジタルインボイスの普及・利用拡大の更なる推進と、会員増強、税務セミナーなどを利用した納税意識の醸成に努めていくことを明言。

加えて、法人会の助成金につながる福利厚生制度への推進協力もお願いした。

議事に入り、議案の「令和6年度事業報告・同収支決算」及び「任期満了に伴う役員改選」は、原案通り満場一致で承認された。

（詳細は、当法人会ホームページで情報開示しております）

議事終了後、福利厚生の事業活動に功労のあった、大同生命保険株式会社の加藤大推進員、A I G 損害保険の児玉威吹氏、株式会社ケツアール代表の加藤隆志氏を表彰した。

令和7年度 青年部会・女性部会定時報告会

青年部会は6月12日に南大門、女性部会は6月30日に白帆において開催された。

重点事業の「租税教室」や「税の絵はがきコンクール」の実施状況などを含めた令和6年度事業報告と収支決算及び令和7年度事業計画・収支予算、任期満了に伴う役員改選などの承認・決定がなされた。

女性部会では、報告会の前に、石津秋田北税務署長による講演会（研修会）「サザエさん一家の相続税」を開催した。



着任のご挨拶

秋田北税務署長 く どう たか し 工藤 貴志

本年7月の人事異動により、秋田北税務署長を拝命しました工藤でございます。

前職は、仙台国税局企画課長として、オンラインによる税務手続きの普及、事業者のデジタル化促進といった税務行政の長期的な運営に係る事務に携わっておりました。

出身は青森県八戸市で、秋田県内の税務署には、採用時の平成2年から平成7年までに2署勤務しておりまして、秋田北税務署には平成6年から平成7年に勤務し、約30年ぶりに再び勤務することになり、何かしらの縁を感じております。

前任の石津署長に引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、公益社団法人秋田北法人会の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして深いご理解と多大なご支援を賜っております。本紙面をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

貴法人会は昭和26年4月の設立以来、「良き経営者を目指すものの団体」として、税知識の普及と地域社会発展への貢献を理念に、各種説明会の開催や租税教室への講師派遣、地域社会貢献活動に加えて税制改正に関する提言など幅広い活動を展開され、法人会組織の増強を図るなど、輝かしい実績をお持ちの会と承っております。

西宮会長様をはじめといたしまして、役員及び会員皆様方の不断の努力に深く敬意を表したいと思います。

ところで、近年、経済社会のデジタル化やグローバル化の進展により、税を含むあらゆる分野でデジタル技術の活用が急速に拡大しています。

こうした中、国税当局といたしましても、引き続き、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていくため、一昨年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」を策定し、①納税者の利便性の向上、②課税・徴収の効率化・高度化、③事業者のデジタル化促進という3つの柱に基づいて各種施策を進めていく方針です。

3つ目の柱「事業者のデジタル化促進」とは、e-Taxやキャッシュレス納付などの税務手続き等のデジタル化だけでなく、受発注や代金決済といった

業務全体のデジタル化を即し、生産性の向上を図るものです。

この「事業者のデジタル化」を促進するためには、業務のデジタル化を実現するための事業者のニーズを把握し、そのニーズを踏まえた周知・広報が必要であります。事業者のニーズを把握するに当たっては、貴法人会の皆様との連携・協力が欠かせないものですので、ご協力をお願いいたします。

なお、令和5年の確定申告からe-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票の情報がマイナポータル連携による自動入力の対象となり、マイナンバーカードを利用した確定申告の利便性が大幅に向上しました。

是非、給与所得の源泉徴収票をe-Taxでご提出いただくことに加え、デジタル化の進展により次々と利便性が向上しているスマートフォンによるe-Tax申告や、納税における「ダイレクト納付」をはじめとするキャッシュレス納付の利用につきまして、会員の皆様はもとより、ご家族・従業員の皆様へも広くご周知いただきますようお願いいたします。

また、本年7月より、秋田北税務署の一部の内部事務について、仙台国税局業務センター盛岡分室において集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施しております。申告書、申請書等の郵送による提出先が同センターに変わるほか、これまで秋田北税務署からご連絡していた確認や照会等について、同センターからご連絡する場合がございますので、ご理解とご協力をお願いします。

これまでも様々な分野でご支援をいただいておりますが、引き続き、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びとなりますが、公益社団法人秋田北法人会の益々のご発展、会員皆様方の事業のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

自己紹介

・趣味

温泉巡り、切り絵



・秋田でやってみたいこと

県内の名所や旧跡を訪ね温泉も巡ること

税務署だより

税務署での相談は、事前の予約をお願いします

税務署では、**面接相談の事前予約制**を実施しております。

電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や、事実関係を確認する必要がある場合など）については、電話等で所轄の税務署に事前に相談日時を予約してください。

なお、制度や法令等の解釈・適用についての一般的な相談については、下記Step2において、「1」を選択することで、電話相談センターへの相談が可能です。

Step1

所轄の税務署へ電話をかけます。 ※受付 8:30～17:00
(土、日、祝日及び年末年始を除く)

秋田北税務署 **018-845-1161**

Step2

音声案内に従い「2」を選択

※「番号が確認できません」という音声案内があった場合は、「*」・「#」を押してから番号を選択してください。

- 1 電話相談センター
- 2 申告相談の事前予約等
- 3 消費税の軽減税率制度についての一般的なご相談等
- 4 納税の猶予制度についてのご相談等

(注) 所得税等の確定申告期は、「0」に確定申告に関するご相談等が追加されます。

Step3

税務署の職員が応答しますので、「**面接相談の事前予約である旨**」お伝えください。

職員が、「氏名」・「住所」・「相談内容」等をお伺いし、予約を受け付けます。
また、相談日に必要な書類等をお伝えしますので、当日ご持参ください。

事業者のデジタル化促進に向けた取組について

国税庁では、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」を公表し、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化」及び「事業者のデジタル化促進」の3つの柱に基づいて施策を進めることとしています。

特に、事業者のデジタル化は、税務行政の効率化に資するだけでなく、社会全体の経済取引の効率化や正確性の向上などにつながる取組と考えております。デジタル化には、請求書のデジタル化、会計ソフトの導入、e-Taxによる申告やキャッシュレス納付などがあり、事業者がご自身のデジタル化の現状を確認できるものとして、「デジタル化チェックシート」を作成いたしましたので、是非ご活用いただきますようお願い申し上げます。

法人事業者用 デジタル化チェックシート

このチェックシートは、事業者の皆様のデジタル化（ペーパーレス、キャッシュレス）についての状況を自己チェックしていただき、デジタル化を進めるに当たっての各ツールや手続きに関して理解を深めていただくことを目的としたシートです。各手続きの詳細は、二次元コードから各HPをご覧ください。

①ペーパーレス

チェック項目		チェック欄			
✓	請求書等のデジタル化	<input type="checkbox"/> 手書き	<input type="checkbox"/> Excel等の表計算ソフト	<input type="checkbox"/> 自社・市販のソフトウェア	
✓	帳簿のデジタル化	<input type="checkbox"/> 手書き	<input type="checkbox"/> Excel等の表計算ソフト	<input type="checkbox"/> 自社・市販のソフトウェア	
各ツールの導入	クラウド会計ソフトの導入	<input type="checkbox"/> 予定なし	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 導入済み	
	デジタルインボイスの導入	<input type="checkbox"/> 予定なし	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 導入済み	
	全銀EDI (DI-ZEDI)の導入	<input type="checkbox"/> 予定なし	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 導入済み	
	AI-OCRの導入	<input type="checkbox"/> 予定なし	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 導入済み	
	電子帳簿保存法				
	各制度別	電子取引データの保存	<input type="checkbox"/> 対応中（猶予措置）		<input type="checkbox"/> 対応済み
	帳簿・書類のデータ保存	<input type="checkbox"/> 予定なし	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 適用済み（ <input type="checkbox"/> 優良帳簿）	
	スキャナ保存	<input type="checkbox"/> 予定なし	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 適用済み	
	IT導入補助金の申請	<input type="checkbox"/> 予定なし	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 申請済み	
✓	税務手続きのデジタル化				
各税務手続	法人税申告	<input type="checkbox"/> 紙提出	<input type="checkbox"/> e-Tax	<input type="checkbox"/> ALL e-Tax	
	消費税申告	<input type="checkbox"/> 紙提出		<input type="checkbox"/> e-Tax	
	年末調整	<input type="checkbox"/> 紙作成	<input type="checkbox"/> 一部電子化	<input type="checkbox"/> 完全電子化	
	法定調書	<input type="checkbox"/> 紙提出		<input type="checkbox"/> e-Tax	
	電子納税証明書	<input type="checkbox"/> 紙申請		<input type="checkbox"/> e-Tax	



②キャッシュレス

チェック項目		チェック欄		
✓	支払全般			
	クレジットカード決済の導入	<input type="checkbox"/> 予定なし	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 導入済み
	インターネットバンキングの導入	<input type="checkbox"/> 予定なし	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 導入済み
	Peppol・全銀EDIの導入	<input type="checkbox"/> 予定なし	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 導入済み
✓	電子納税（キャッシュレス納付）			
各税目別	法人税	<input type="checkbox"/> 紙の納付書	<input type="checkbox"/> ダイレクト納付 <input type="checkbox"/> クレジットカード <input type="checkbox"/> インターネットバンキング	
	消費税	<input type="checkbox"/> 紙の納付書	<input type="checkbox"/> ダイレクト納付 <input type="checkbox"/> クレジットカード <input type="checkbox"/> インターネットバンキング	
	源泉所得税	<input type="checkbox"/> 紙の納付書	<input type="checkbox"/> ダイレクト納付 <input type="checkbox"/> クレジットカード <input type="checkbox"/> インターネットバンキング	



新設法人・決算法人説明会

会場
キタスカ

講師：秋田北税務署 三浦財務事務官 様 浪岡国税調査官 様

4月25日(金)

対象：4・5・6月決算法人



7月30日(水)

対象：7～12月決算法人、新設法人



受章おめでとうございます

全国法人会総連合功労者表彰

佐藤 利規 氏 (常任理事)

東北六県法人会連合会功労者表彰

吉田 政重 氏 (常任理事)

秋田県法人会連合会功労者表彰

細川 信二 氏 (常任理事)

新入会員紹介 どうぞよろしく

正 会 員	代 表 者 名	法 人 住 所
有限会社 熊谷ボデー	熊 谷 寛 範	秋田市飯島字大袋76-4
株式会社 Delighted	本 庄 ひとみ	男鹿市北浦西水口字堂ノ前55-2
秋印青果トレーニングファーム株式会社	渋 谷 重 春	秋田市外旭川字待合28
株式会社石井住宅企画	石 井 雄 介	秋田市飯島字砂田33-12
賛 助 会 員	代 表 者 名	法 人 住 所
日本海洋事業株式会社	高 尾 淳	男鹿市船川港船川字外ヶ沢124-1

租税教室開催（青年部会）

租税教育活動の一環として管内の小学校（3校）6年生を対象に、税のDVD・1億円レプリカ等を使用しながら、税の仕組みや税の大切さについて勉強してもらった。

6月10日（火）

秋田市立土崎小学校 6年生30名
講師：林青年部会長



6月17日（火）

潟上市立追分小学校 6年生85名
講師：畠山青年部副部長



7月2日（水）

男鹿市立船越小学校 6年生44名
講師：菅原青年部副部長



秋田北・南法人会合同セミナー

新入社員即戦力化セミナー

自分基準から、職場・社会の基準へ

4月9日（水）「イヤタカ」

講師：(有)島田教育総合研究所
島田 義也 氏



総務実務セミナー

年収の壁徹底対策セミナー

7月29日（火）「ユースパル」

講師：横浜リンケージ社労士事務所
蔵中 一浩 氏



法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

★ [法人課税]

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言
<ul style="list-style-type: none"> 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。 なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げることのないよう配慮すること。
改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 イ所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。 ロ適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含めることを求める。 なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。
改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言
<ul style="list-style-type: none"> 「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。
改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業経営強化税制 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。
改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

★ [事業承継税制]

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言
<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。
改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

★ [その他]

「年収の壁」への対応策

法人会提言
<ul style="list-style-type: none"> 配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。 女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。
改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました（年収200万円以下は37万円上乗せ）。なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます（上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円）。 給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。



自分のカラーを掲げる！



ニュークリエイトマネジメント 代表 長 井 三 郎

後継指名を受ける

青野さんが吉田常務から後継指名を受けたのは新旧理事長の交代を内外に示す継承式典が終わったあとだった。吉田常務が青野さんを後継者として意識したのは5年前、青野さんは30歳と若かったが、青果協同組合の現状の問題点を的確に指摘し解決策を提示してきたときだった。以来、彼の言動に注目していたが、リーダーシップや実行力に優れ周囲からの人望もあり、年々信頼感を深めていた。

式典のあと、吉田常務は「3カ月後、君にバトンを渡す」と青野さんに伝えた。さらに「若いからと恐れることはない。自信をもって自分のカラーを打ち出してほしい」と背中を押した。

偉大な前任者の存在

バトンを受けるに当たって青野さんは前任者の足跡をたどり、自分の果たすべき役割をハッキリさせようとした。30年前、吉田さんが事務長に就任したとき、協組は小規模、零細な青果小売業者の集まりだった。「このままでは不況になったら廃業が続出、協組も立ち行かなくなってしまう」と考え、規模に応じて取扱商品の多品種化、食料品店化、小型スーパー化など現状からの脱皮を促していった。

また店舗経営者のための経営者研修を繰り返し実施し、経営意識の刷新を図っていった。それから30年、メンバーの組合員は格段の進歩が図られ、業績的にも安定しているメンバーが大半を占めるようになった。

だが、外に目を向けると大小スーパーが軒を並べ、小売店は生き残るのが難しい環境になっていた。協組のメンバーの体質を強化してきた前任者の実績は素晴らしいものだったが、同時にこれから果たすべき課題も目の前に浮き彫りになった。

コンサルティング能力を磨く

個々のメンバーがライバルに打ち勝つ力を持たなければ協組は成り立たない。店づくり、商品構成、顧客

サービス全てにおいて「お客さま第一」を貫くこと。それを指導し支援できる「店舗経営コンサルティング能力を持った職員を育てる」こと。青野さんが打ち出したカラーはこれだった。

負けない集団をつくり上げる！

経営コンサルタントの果たす役割はとてつもなく大きい。青野さんが目指すそれは「青果店舗経営に特化したコンサルティング能力」である。これを担当するのは外部のコンサルではなく協組の職員である。具体的に行うのはメンバー店を回り、経営支援を必要とする店舗を支援することだ。

メンバーの中にはすでに小型スーパーや優良小売店として安定した経営をしているところもある。そこまですべていなくても自前の経営力で何とか業績を向上させているところもある。そういったところは除外し、今すぐ支援を要している店舗が対象となる。対象店を絞り込んだらそこで何をやるか。主には次のような事項になる。

1. 店舗の現状をあらゆる角度から的確に分析し、把握する
2. 現状分析の中から店舗の強い点、弱い点、改善点を明確にする
3. 問題点、改善すべき点を掘り下げ、原因（真因）を探り出す
4. 打つべき対策を検討し決定する
5. 改善具体策を明確にして実行改善を繰り返す
6. 結果を評価し、改善の定着化を図る

これらを実践していくにはコミュニケーション能力や分析力、支援指導力など職員には様々な要素が求められる。青野さんは外部のコンサルタント養成講座などに職員を派遣し、育成していく。確かに膨大な時間とエネルギーが必要となるが、3年、5年と粘り強く積み上げていけば、どこにも負けない、強力な協組が誕生することは間違いない。

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳運動・無解約払戻金型)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳運動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DJIDO 大同生命保険株式会社

きた東北支社 秋田営業部 秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル5F)
TEL 018-833-5121

AIG AIG損害保険株式会社

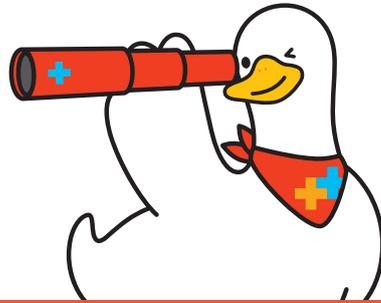
北海道・東北地域事業本部 秋田支店 秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル10F)
TEL 018-801-2010

F-2019-1016(2019年8月27日)
19-073026 2021-8

資産形成と保障のハイブリッド



見通しのきかない未来に、 堅実で柔軟な安心を。



特長1

増やす

将来に向けた資金を確実に増やすことができます。



保険料払込期間中に解約した場合、解約払戻金額は既払込保険料を下回りますのでご注意ください。

選ぶ

将来、必要な保障にあわせて
ご希望のコースを選択できます

介護

死亡

医療

年金

※コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

特長2

備える

万が一のときの死亡保障に加え、
介護保障にも備えられます。

※40歳未満は、介護保険金の支払対象外です。

無告知で

加入時も、将来コースを選択する際も、
健康状態に関する告知は不要です

※今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことがある、または、申請中のお申込みいただけません(加入後に同様の状態に該当した場合は、「介護重点保障コース」への変更はできません)。

◎詳しくは「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受
保険
会社

Afiac

アフラック

秋田支社 〒010-0001 秋田市中通2-4-19 商工中金・第一生命秋田ビル
法人会用フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索

